

第 2 5 警報設備

1 警報設備の設置対象施設

警報設備は、指定数量の倍数が 1 0 以上の製造所等（移動タンク貯蔵所を除く。）に設置する。

2 警報設備の区分

警報設備の区分は、次のとおりとする。

- (1) 自動火災報知設備
- (2) 消防機関に報知ができる電話
- (3) 非常ベル装置
- (4) 拡声装置
- (5) 警鐘

3 警報設備の設置区分における留意事項は、次による。

- (1) 危規則第 3 8 条第 1 項第 1 号の「延べ面積」には、屋外の工作物の設置面積は含まない（平成元年 3 月 2 2 日消防危第 2 4 号通知）。
- (2) 危規則第 3 8 条第 1 項第 1 号の「開口部のない耐火構造の床又は壁で区画」の開口部には、換気又は排出の設備のダクト等の床又は壁の貫通部分が含まれるものであるが、当該貫通部分に防火上有効なダンパー等を設けた場合は、開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものとみなす。
- (3) 建築物のすべてが屋内給油取扱所である場合は、2 階建て以上であっても上階を有するものに該当しない。
- (4) 非常ベル装置、拡声装置及び警鐘を設置する場合は、政令第 2 4 条第 4 項及び施行規則第 2 5 条の 2 第 2 項の基準の例により設ける。

4 自動火災報知設備の設置対象

- (1) 警報設備のうち自動火災報知設備は、第 2 5 - 1 表に掲げる製造所等に設置する。

〔第 2 5 - 1 表 自動火災報知設備を設置する製造所等〕

施設区分	施設規模等
製造所 一般取扱所	(1) 延べ面積 5 0 0 平方メートル以上のもの (2) 指定数量の倍数が 1 0 0 以上のもので屋内にあるもの ※ (3) 一般取扱所の用に供する部分以外の部分を有する建築物に設ける一般取扱所（当該建築物の一般取扱所の用に

	供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。) ※
屋内貯蔵所	(1) 指定数量の倍数が100以上のもの（高引火点危険物のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。） (2) 貯蔵倉庫の延べ面積が150平方メートルを超えるもの（当該貯蔵倉庫が150平方メートル以内ごとに不燃材料で造られた開口部のない隔壁で完全に区分されているもの又は第2類若しくは第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、若しくは取り扱うものにあつては、延べ面積が500平方メートル以上のもの） (3) 軒高が6メートル以上の平家建てのもの (4) 危政令第10条第3項の屋内貯蔵所（建築物の屋内貯蔵所の用に供する部分以外の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているもの及び第2類又は第4類の危険物（引火性固体及び引火点が70度未満の第4類の危険物を除く。）のみを貯蔵し、又は取り扱うものを除く。）
屋外タンク貯蔵所	岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所
屋内タンク貯蔵所	タンク専用室を平家建て以外の建築物に設けるもので引火点が40度以上70度未満の危険物に係るもの（他の部分と開口部のない耐火構造の床又は壁で区画されているものを除く。）
給油取扱所	(1) 一方開放型屋内給油取扱所 (2) 上部に上階を有する屋内給油取扱所

※：高引火点危険物のみを100度未満の温度で取り扱うものを除く。

- (2) 指定数量が10倍未満の製造所等であっても、第25-1表に掲げる施設規模等に該当するもの及び建築物の一部に設ける施設形態にあつては、自動火災報知設備を設置する。◆

5 自動火災報知設備の基準

危規則第38条第2項の規定によるほか、自動火災報知設備の基準の細目は、次のとおりとする。

- (1) 感知器の設置は、施行規則第23条第4項から第8項までの規定の例による（消火設備等指針）。
- (2) (1)に定めるもののほか、施行規則第24条及び第24条の2の規定の例による（消火設備等指針）。

- (3) (1)、(2)に掲げるもののほか、「衣浦東部広域連合消防用設備等指導基準」による。

6 自動火災報知設備の設置に伴う留意事項

- (1) 屋内給油取扱所に自動火災報知設備を設置した場合、閉店後、警備会社に警備を委託しても差し支えない（平成元年5月10日消防危第44号質疑）。
- (2) 一面開放の屋内給油取扱所（上階なし）の自動火災報知設備の感知器の設置場所は、事務所等壁、床で区画された部分のほか給油等の作業場も含まれるものである（平成元年5月10日消防危第44号質疑）。
- (3) メタノールを取り扱う給油取扱所には、メタノールの火炎が確認しにくいことから、炎感知器を有する自動火災報知設備を設置する（平成6年3月25日消防危第28号通知）。◆